

重要事項説明書(入所事業)

利用者様に対する介護保険施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令第41号第6条に基づき、当事業者が利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者 の 名 称	美祢市長 篠田 洋司
所 在 地	美祢市大嶺町東分326番地1
法 人 種 別	美祢市
代 表 者 氏 名	美祢市病院事業管理者 清水 良一
電 話 番 号	0837-52-1110

2 利用施設

施 設 名	美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢
所 在 地	美祢市大嶺町東分11313番地1
施 設 長 名	松永 登喜雄
都 道 府 県 知 事 許 可 番 号	3551380011
電 話 番 号	0837-54-0145
F A X 番 号	0837-52-2067

3 利用施設があわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所療養介護	令和2年3月1日	3551380011	70人(短期入所療養介護及び介護予防療養介護事業とあわせて)
介護予防短期入所療養介護	令和2年3月1日	3551380011	70人(短期入所療養介護及び介護予防療養介護事業とあわせて)
通所リハビリテーション	令和2年3月1日	3551380011	25人(介護予防通所リハビリテーションとあわせて)
介護予防通所リハビリテーション	令和2年3月1日	3551380011	25人(通所リハビリテーションとあわせて)

4 施設の目的と運営方針

施設の目的	施設は、介護保険法(平成9年法律123号)の基本理念に基づき、施設を利用するものに対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるようになるとともに、入所者が居宅における生活への復帰を目指すものとする。
運営方針	施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、サービスの提供に努め、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、入所者の処遇に万全を期するものとする。また、施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

5 施設の概要

敷 地	3, 174m ²
建 物	構 造 鉄筋コンクリート造4階建
	延 床 面 積 3, 629. 33m ²
	利 用 定 員 70名

(1)居室

居 室 の 種 類	室 数	面 積
個 室	10室	最低8m ² 以上確保しています。
二 人 部 屋	8室	最低8m ² 以上確保しています。
四 人 部 屋	11室	最低8m ² 以上確保しています。

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	備考
療養室	29室	185. 90m ²	
診察室	1室	11. 0m ²	
機能訓練室	1室	109. 00m ²	1人あたりの面積は基準以上
談話室	各階に1ヶ所	2階 28. 50m ² 3階 20. 10m ²	1人あたりの床面積 2階 0. 71m ² 3階 0. 67m ²
食堂	各階に1ヶ所	2階 82. 70m ² 3階 64. 10m ²	1人あたりの床面積 2階 2. 06m ² 3階 2. 13m ²
一般浴室	1ヶ所	80. 77m ²	循環ろ過給湯設備 手すり、シャワー、鏡
特浴室	1ヶ所	38. 10m ²	シャワーべッド入浴装置 シャワー、鏡
レクリエーションルーム	各階に1ヶ所	2階 23. 00m ² 3階 13. 90m ²	
洗面所	各療養室		洗面台 鏡
トイレ	2階13ヶ所 3階10ヶ所	2階 36. 30m ² 3階 47. 58m ²	自動水洗、ナースコール
サービスステーション	各階に1ヶ所	2階 36. 50m ² 3階 36. 50m ²	
調理室	美祢市立病院内	138. 82m ²	
洗濯室	4階	13. 10m ²	洗濯機・乾燥機各2台(無料)
汚物処理室	各階に1ヶ所	2階 7. 70m ² 3階 7. 80m ²	汚物流し、シャワー

6 職員体制

【令和6年8月1日時点】

従業員の職種	員数	区分				常勤換算の人数	指定基準		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
施設長	1		1			0.3	1(常勤)		
医師	2			2		0.7	0.7人以上の配置		
薬剤師	1			1		0.3	実情に応じた人数配置		
看護職員	9	8		1		8.8	合計で		
介護職員	14	14				14	22人程度の配置		
支援相談員	1	1				1	1人以上の配置		
理学療法士又は作業療法士	2	2				1.4	0.7人以上の配置		
栄養士	1	1				1	1人以上の配置		
介護支援専門員	1	1				1	1人以上の配置		
事務職員	4	1	3			1.4	実情に応じた人数配置		
その他の職員	1	2		1		3.0	実情に応じた人数配置		

7 勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
施設長	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
医師	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
薬剤師	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
看護職員	日勤勤務(8時30分～17時15分) 夜勤勤務(16時30分～翌日9時30分)	4週8休
介護職員	早出勤務(7時30分～16時15分) 日勤勤務(8時30分～17時15分) 遅出勤務(10時30分～19時15時) 夜勤勤務(16時30分～翌日9時30分)	4週8休
支援相談員	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
理学療法士または作業療法士	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
管理栄養士	日勤勤務(8時30分～17時15分)	
介護支援専門員	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
調理員	早出勤務(6時00分～15時00分) 遅出勤務(10時30分～19時30分)	4週8休
事務職員	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日
その他の職員	日勤勤務(8時30分～17時15分)	土・日・祝祭日

8 施設サービスの概要と利用料

(1)介護保険給付サービス

サービスの種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により栄養と利用者様の身体状況に配慮した食事を提供いたします。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただくようお願いいたします。 ・献立表は食堂正面の掲示板に掲示しています。 ・食べられないものやアレルギーがある方は、事前にご相談ください。 ・食事時間は下記のとおりです。 朝食 7時45分～9時00分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 18時00分～19時00分 <p>*ただし、食材料費および調理に係る費用は、介護保険給付サービスには入っていません。</p>
栄養マネジメント	摂食・嚥下機能及び食事形態等に配慮した栄養ケア計画を作成し、定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。
経口移行	医師の指示の基づき、経口移行に関して(嚥下訓練)支援いたします。
療養食	医師の指示により、糖尿病食や肝臓食、腎不全食等の療養食を提供します。
医療・看護 (健康管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様の状態にあわせた医療・看護を提供します。 ・医師による診察は、必要に応じて適宜行います。それ以外でも必要がある場合には、看護師等にお申し出ください。 ・入所中の処方・処置及び通院の必要性は判断し、医療が必要な場合は、適切な医療機関にご紹介いたします。 <p>ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、美祢市立病院等の医療機関での治療となります。</p> <p>・歯科受診についてもご相談ください。</p>

サービスの種類	内容
機能訓練	・理学療法士・作業療法士が、利用者様の状態に応じた機能訓練を行い身体機能または精神機能の低下を予防するように努めます。 ・3ヶ月毎にリハビリテーション実施計画書を作成し、定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。 ・当施設が保有するリハビリ器具 移動式平行棒、訓練用マット、エアロバイク、歩行器など
排泄	・利用者様の状態に応じて適切な排泄介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用される方に対しては、随時交換を行います。 ・おむつは状態に応じ適切に選択いたします。
入浴・清拭	入浴は、週2回行います。 (ただし、祝祭日、年末年始を除きます。) 身体の状況により入浴できない方については、身体を拭きます。
離床	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
着替え	利用者様の状態・生活のリズムを考え、着替えが行えるよう配慮いたします。
整容	利用者様の状態に応じて、身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
寝具の消毒	寝具は消毒したものを使用します。
娯楽等	当施設では、下記のような娯楽設備を整えております。 カラオケセット 1台 テレビ 4台
介護相談	利用者様とそのご家族からの相談に応じます。また、在宅介護の指導も行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内容
食費	食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし施設が費用を定めます。
居(滞在)住費	居住費の範囲は、居住環境の違いに応じて定めます。当施設においては、個室については室料及び光熱水費相当、多床室(二人部屋、四人部屋)については光熱水費相当を基本とし施設で費用を定めます。
おやつの提供	希望された場合おやつ(飲み物)を提供します。
日用品等の提供	必要な場合、居室等で個人的に利用を希望される日用品等を提供します。
教養娯楽品の提供	必要な場合、個人的な趣味等の材料等を提供します。
特別な居室利用	個室及び二人部屋の居室を利用者の希望に応じて提供します。 ただし、2階の場合に限ります。
特別な電気器具使用料	居室で電気製品の使用を希望される場合は、電気を提供します。

(3) 介護保険の給付サービスと給付外サービス利用料

介護保険給付サービスは介護保険負担割合証に記載の割合を、介護保険給付外サービスは全額をお支払いいただきます。

利用料は以下のとおりです。原則、1日あたりの金額(1割の場合)を記載しています。

介護保険給付サービス

種別	金額		備考
	個室	多床室	
要介護1	717円	793円	二人部屋は多床室使用の給付サービス費で算定します。
要介護2	763円	843円	
要介護3	828円	908円	3階利用時は多床室扱いで算定します。

種 別	金額		備考
	個室	多床室	
要介護4	883円	961円	
要介護5	932円	1,012円	
夜勤職員配置加算		24円	入所者20名に1名以上41名以上では2名を超える
短期集中リハビリテーション加算		(I) 258円	入所後3ヶ月間に集中的なリハビリテーションを行った場合に算定します。
		(II) 200円	
認知症短期集中 リハビリテーション加算		(I) 240円	認知症がある方に対し、入所後3ヶ月間に集中的なリハビリテーションを行った場合に算定します。
		(II) 120円	
サービス提供体制強化加算(I)		22円	介護職員のうち介護福祉士80%以上
認知症ケア加算		76円	認知症の方で3階に入所された場合
若年性認知症利用者受入加算		120円	若年性認知症であり当施設を利用された場合
外泊時費用		362円	外泊されたときにベッドの確保のため算定します。ただし、外泊は1月に6日間を限度とします。
初期加算		(I) 60円	入所後30日間に限り算定します。
		(II) 30円	
再入所時栄養連携加算		200円	必要な場合に算定します。(1回を限度)
ターミナルケア加算 (ターミナルケアを行った場合のみ)		72円	死亡日45日前～31日前
		160円	死亡日30日前～4日前
		910円	死亡日前々日、前日
		1,900円	死亡日
療養食加算		18円	医師の指示による療養食に該当する食事の提供を受けた場合(1食あたり6円)
排せつ支援加算(1月につき)		(I) 10円	排泄に介護を要する場合の原因について分析し支援を行う場合に算定します。
		(II) 15円	
		(III) 20円	
褥瘡マネジメント加算(1月につき)		(I) 3円	褥瘡のリスクがある場合に褥瘡ケア計画を作成し、管理する場合に算定します。
		(II) 13円	
入所前後訪問指導加算(I)		450円	入所前後に必要に応じて算定されます。
試行的退所時指導加算		400円	居宅に退所される場合必要に応じて算定します。
退所時情報提供加算		(I) 500円	
		(II) 250円	
入退所前連携加算		(I) 600円	
		(II) 400円	
訪問看護指示加算		300円	
緊急時施設療養費		518円	必要な場合に算定します。
所定疾患施設療養費		(I) 239円	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹又、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪について、治療を行った場合に算定します。
		(II) 480円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200円	7日を限度に算定します。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算		(I) 51円	施設が要件を満たした場合に算定します。
		(II) 51円	
リハビリテーションマネジメント 計画書情報提供加算(1月につき)		(I) 53円	リハビリテーション実施計画書を作成し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合に算定します。
		(II) 33円	
自立支援促進加算(1月につき)		300円	医師が自立支援のために必要な医学的な評価を行い、定期的に内容を見なおす場合に算定します。
安全対策体制加算 担当者:師長		20円	安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定します。(入所時に1回を限度)

種 別	金額		備考
	個室	多床室	
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	(I) 40円		利用者様の心身の状態に係る基本的な情報を管理し活用する場合に算定します。
	(II) 60円		
協力医療機関連携加算(1月につき)	50円		施設が要件を満たした場合に算定します。
高齢者施設等 感染対策向上加算(1月につき)	(I) 10円		施設内で感染者が発生した場合に、対応できる体制が整備されている等、施設が要件を満たした場合に算定します。
	(II) 5円		
新興感染症等施設療養費	240円		今後のパンデミック発生時に必要に応じて算定します。
認知症チームケア 推進加算(1月につき)	(I) 150円		認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組に対して算定します。
	(II) 120円		
退所時栄養情報連携加算	70円		居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所される場合必要に応じて算定します。
生産性向上 推進体制加算(1月につき)	(I) 100円		介護現場における生産性の向上に資する取組に対して算定します。
	(II) 10円		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護保険一部負担額の5.4% に相当する金額		介護サービスに従事する職員の処遇改善を通じて、サービスの質を維持・向上させることを目的として算定する加算です。
身体拘束廃止未実施減算	△所定単位数の100分の10		必要な措置を講じていない場合に、入所者全員に対して所定単位数から減算します。
高齢者虐待防止措置未実施減算	△所定単位数の100分の1		必要な措置を講じていない場合に、入所者全員に対して所定単位数から減算します。
業務継続計画未実施減算	△所定単位数の100分の3		必要な措置を講じていない場合に、入所者全員に対して所定単位数から減算します。

*上記については1割負担の方の金額となります。負担割合については、介護保険負担割合証にてご確認ください。

介護保険給付外サービス

種別	金額	備考
食費	1, 600円	1日あたりで算定される金額です。ただし、所得に応じて減額される場合があります。*注1
居住費(個室)	1, 728円	室料および光熱水費相当。ただし、所得に応じて減額される場合があります。*注2
居住費(多床室)	437円	光熱水費相当。ただし、所得に応じて減額される場合があります。
おやつ代	100円	希望された場合に算定します。
日用品費	提供時実費相当額	
教養娯楽費	提供時実費相当額	
特別居室料(個室)	1, 100円	個室を利用した場合
特別居室料(二人部屋)	550円	二人部屋を利用した場合
電気器具使用料	50円	1器具につき1日あたりの算定
理髪料	実費相当額	月2回

(4)その他

①注1、2の減額については、お住いの市町村の介護保険担当課でお問い合わせください。介護保険負担限度額認定を受ける必要があります。なお、負担限度額認定証をお持ちの方は必ず提示してください。提示がない場合は減額することができません。

② 医療については、当施設の医師が対応できる医療・看護につきましては、介護保険給付サービスに含まれていますが、当施設で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療につきましては、美祢市立病院等の医療機関への受診や入院により対応します。この場合、医療保険の適用により、別途自己負担をしていただくこともあります。なお、この場合の受診は、必ず当施設の医師の指示が必要になります。(ご本人やご家族の判断で美祢市立病院を含めた医療機関に受診することはできません。)

医療保険適用による自己負担金については、直接受診された医療機関にお支払ください。

③利用料の請求は、原則、月末に確定し翌月10日頃に請求書を発行します。お支払いは、請求書が発行された月の25日までに当施設1階の事務所又は山口県信用農業協同組合連合会美祢市役所内支所(市役所1階会計課横)でお支払いになるか、請求書に記載してある施設指定の口座にお振り込みになるか、いずれかの方法でお願いします。ただし、退所の場合は、請求書受領後、1週間以内にお支払ください。

④ 個人的にご使用になる日用品につきましては、ご持参ください。施設が提供した場合、ご利用者様の全額負担となりますので、ご了承ください。

⑤サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

9 苦情受付窓口

(1)当施設のサービスについての疑問・苦情については、

苦情相談窓口 当施設の事務室 (電話 0837-54-0145)

苦情相談担当 支援相談員 までお気軽にご相談ください。

(2)介護保険サービスについての疑問・苦情については、

美祢市市民課介護保険班(所在地 美祢市大嶺町東分326番地1 電話 0837-52-5229)

山口県健康福祉部長寿社会課(所在地 山口市滝町1番1号 電話 083-933-2774)

山口県国民健康保険団体連合会(所在地 山口市朝田1980番地7 電話 083-995-1010)

10 事故発生時の対応について

施設入所サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、市町村、入所者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。

11 併設医療機関

医療機関の名称	美祢市立病院
院長名	松永 登喜雄
所在地	美祢市大嶺町東分11313番地1
電話番号	0837-52-1700
診療科名	内科・外科・脳神経外科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科・小児科・皮膚科・泌尿器科・精神科・総合診療科
入院設備	115床

12 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団豊美会 田代台病院
院長名	河野 佳宣
所在地	美祢市美東町真名2941番地
電話番号	08396-5-0301
診療科名	精神科・神経内科・内科
入院設備	302床

13 協力歯科医療機関

医療機関の名称	はしもと歯科医院
院長名	橋本 正明
所在地	美祢市美東町大田5365番地1
電話番号	08396-2-0199
診療科名	歯科
入院設備	なし

14 非常災害時の対策

災害時の対策	別途に定める「自然災害発生時における業務継続計画」に基づき、対応を行います。
平常時の訓練	別途に定める「自然災害発生時における業務継続計画」に基づき、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防火設備	避難用滑り台 排煙窓 スプリンクラー 自動火災感知器 火災警報装置 非常放送設備 消火器23台

15 感染症の対策

別途に定める「感染症発生時における業務継続計画」に基づき、対応を行います。また、感染対策の質向上のため、研修や訓練を実施します。

16 当施設ご利用の際のご留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	・面会 面会は予約面会のみとなります。 ・来訪 洗濯物の受渡しやオンライン面会のための来訪は可能です。ただし、出入口は下記のとおり制限します。(20時から翌朝7時までの間は来訪不可) 平日の8時30分～17時15分の間 正面玄関 上記以外の時間 夜間受付側入口
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰所日時・同伴者を外出泊届に記入して届け出でください。
連 絡 ・ 報 告	入所後には様々な事情によりご家族へ電話連絡を行うことがあります。そのため、連絡先を変更された場合は、速やかに施設へお知らせください。また、緊急時に連絡がつかないことがないようにご配慮願います。入所後の病状変化や他利用者の状況により、転室や転棟をお願いすることもあります。その際、緊急を要する場合には事後報告となることもありますのでご了承ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	当施設は館内禁煙です。また、飲酒はお断りしています。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の利用者に迷惑になるような行為はご遠慮ください。 また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようお願いします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
動 物 の 飼 育	施設内へのペット等の持ち込み及び飼育はお断りします。
貴 重 品 ・ 金 銭	施設内への貴重品や金銭の持ち込みはご遠慮ください。 やむを得ず、貴重品や金銭などを持ちこまれる場合は自己責任となります。

私は、本書面に基づいて、乙の職員(支援相談員)から重要事項の説明を受けたことを確認し、その内容に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(署名代行者)

住 所

氏 名

(利用者の家族等)

住 所

氏 名

(続柄)